

# 第6回食品の営業規制に関する検討会資料

---

平成30年10月22日

全国水産加工業協同組合連合会

# 全水加工連（全国水産加工業協同組合連合会）について

## 組織の沿革

- 本組合は、水産加工業の振興と発展を目的として、1971年8月に設立された水産業協同組合。
- 各地域の水産加工業を営む事業者を組合員とする協同組合、もしくは、協同組合連合会を会員としており、現在の会員数は57（正会員39、準会員18）。

## 事業内容

### 1. 指導事業

- 「全国水産加工総合品質審査会」の開催による水産加工品の品質向上、事業者の生産・販売意欲、技術の向上
- 外国人技能実習制度における「水産加工食品製造業」の技能評価試験の運営
- 国内外情報の収集・発信
- 会員が行う事業に対する協力

### 2. 経済事業

- 会員に対する原料供給事業（アジ、サバ、ニシン、イカ、シシャモ等）
- 会員傘下の事業者の製品販売事業

### 3. 冷蔵保管事業

- 東北第一冷蔵庫（塩竈市、収容能力10,000トン）による原料・製品保管

### 4. その他

- 水産加工関係功労者の表彰
- 水産加工品の輸出促進
- 魚食普及事業に対する協力 等

会員分布図



# I. 水産加工業の役割について

- 「水産加工業」は、産地で水揚げされる水産物を食料品の形態に加工して消費者に届けるという極めて重要な役割を担っている。
- 「水産加工業」は、漁獲物の最大の仕向先となっていることから、「漁業」とともに車の両輪とされている。
- 「水産加工業」の大半は沿海市区町村に立地し、漁業地域に基幹産業として雇用と収入の機会を提供することで、地域経済の重要な柱となっている。

水産加工業と漁業規模 (2014年)

	事業所数	年間生産額(出荷額)	従業者数
水産加工業 (水産食料品製造業)	7,858	3兆1,236億円	151千人
漁業	88,820 (経営体数)	1兆5,034億円	173千人

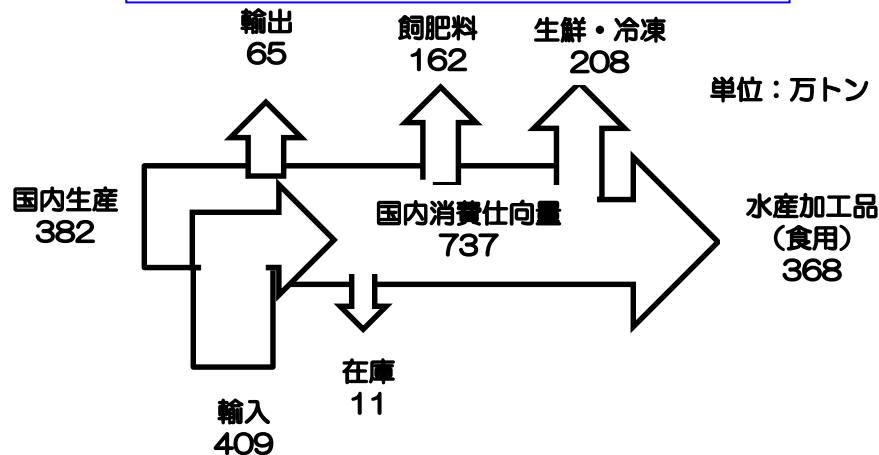
資料：漁業就業動向調査、漁業養殖業生産統計及び工業統計(平成26年)

水産食料品製造業の全製造業・食料品製造業に占める地位

	全製造業	食料品製造業	水産食料品製造業	全製造業中食料品製造業が占める割合	食料品製造業中水産食料品製造業が占める割合
	A	B	C	B/A	C/B
事業所数	397,735	42,234	7,858	10.6%	18.6%
従業者数(人)	7,790,366	1,145,213	151,037	14.7%	13.2%
製造品出荷額等(百万円)	307,008,269	26,069,045	3,123,602	8.5%	12.0%

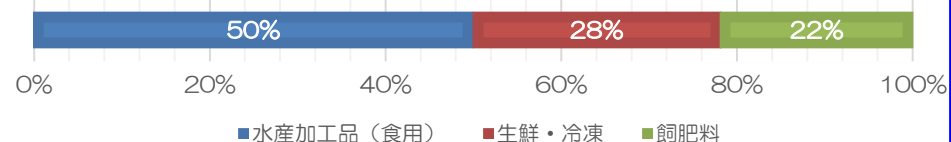
資料：経済産業省「工業統計」(2014年)

魚介類の需給量に占める水産加工の地位



資料：農林水産省「食糧需給表」(2017年度概算値)

参考 国内消費仕向量のうち水産加工品(食用の割合)

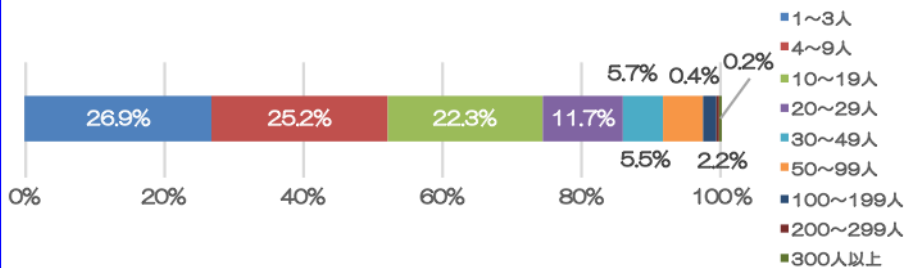


資料：農林水産省「食糧需給表」(2017年度概算値)

## Ⅱ. 水産加工業の産業構造について

- 経営体数は、従業者数4人以上9人以下の小規模階層を中心として、減少傾向にある。さらに震災以降は、1～3人以下の小規模階層がやや増加している。
- 水産加工業は、経営基盤が脆弱な中小・零細規模の経営体が太宗を占めており、出荷額に対する原材料使用額の割合が高く、収益性も低い。

水産加工業の経営体の従業員規模別割合



注：油脂・飼肥料製造業者は含んでいない。 資料：経営産業省「工業統計表」（2014年）

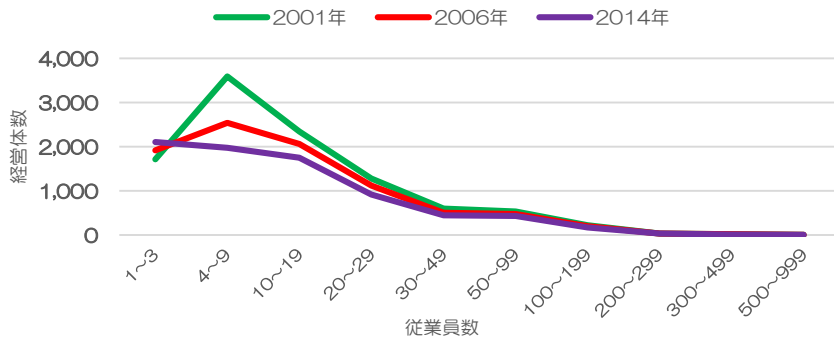
原材料比率

単位：百万円、%

区分	製品出荷額	原材料使用額	B/A
	A	B	
全製造業	305,139,989	197,203,841	64.6%
食品製造業	25,936,077	16,030,344	61.8%
水産食品製造業	3,098,234	2,088,758	67.4%

資料：経営産業省「工業統計表」従業者4人以上の事業所に関する統計表（2014年）

水産加工業の経営体の従業員規模別経営体の推移



注：油脂・飼肥料製造業者は含んでいない。 資料：経営産業省「工業統計表」（2014年）

売上高経常利益率

単位：%

	売上高経常利益率
全製造業	2.8
食品製造業	1.3
水産食品製造業	0.7

資料：日本政策金融公庫「小企業の経営指標調査」（2014年）

### Ⅲ. 水産加工業の就業構造について

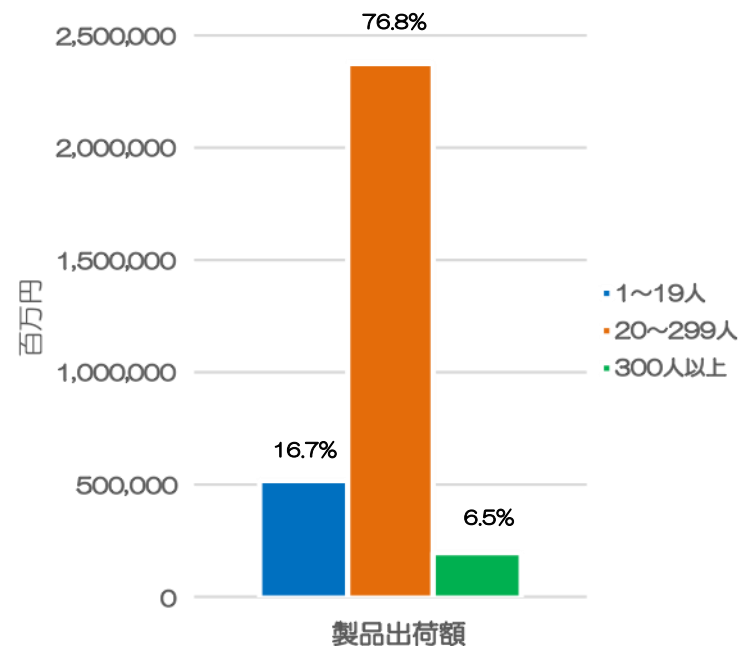
- 水産加工業の就業構造は、高齢化が進んでおり、65歳以上の構成比は、14.7%にも及び。さらに労務者比率が高く、雇用者のうち、臨時雇用の比率が高い。
- 従業者数20人未満の小規模経営体数は、全体の74.4%を占めているが、製品出荷額は、従業員数20人以上300人未満の経営体が総出荷額の76.8%を占めている。

年齢別構成

	平均年齢	65歳以上の構成比
全製造業	45.6歳	8.8%
水産食料品製造業	48.8歳	14.7%

資料：総務省「2015年国勢調査」

従業員数別製品出荷額



資料：経済産業省「工業統計」（2014年度）

就業上の地位の構成比

	雇用者			役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者
	常雇	臨時雇	役員					
全製造業	88.9%	66.9%	22.3%	5.2%	0.8%	2.3%	1.3%	0.8%
水産食料品製造業	89.8%	43.3%	46.6%	5.8%	1.1%	0.9%	1.8%	0.1%

資料：総務省「2015年国勢調査」

# IV. 水産加工品の生産量について

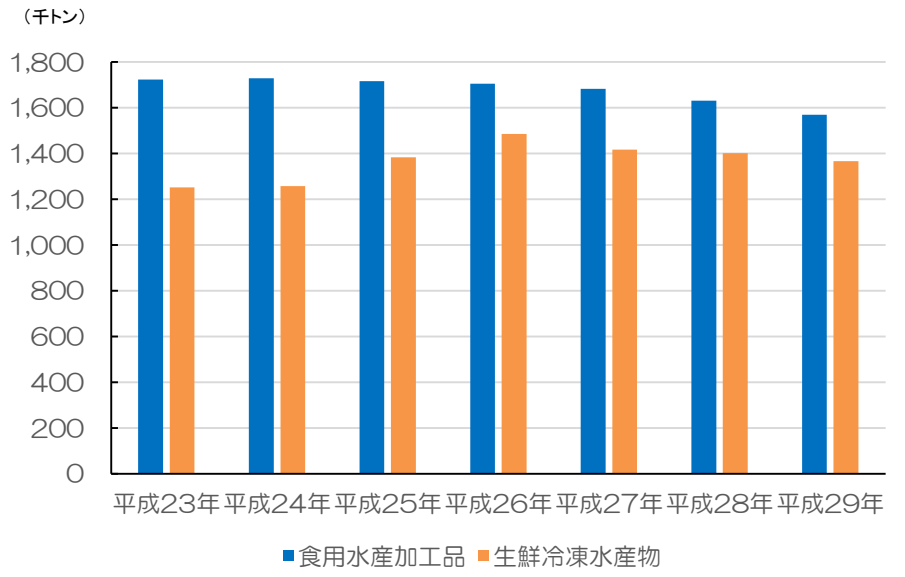
○水産加工品の生産量は、近年、やや減少傾向で推移しており、平成29年は、約160万トンとなった。  
 ○品目別生産量は、練り製品、冷凍食品、塩蔵品、塩干品の順となっている。

食用水産加工品および生鮮冷凍水産物の生産量の推移

(単位：千トン)

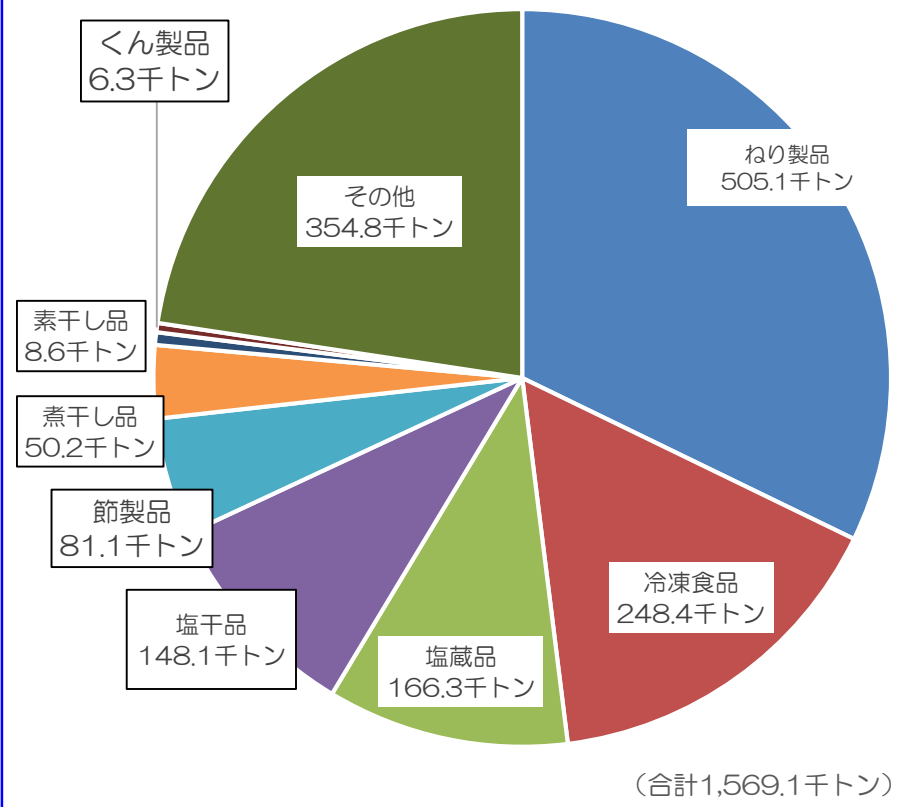
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
食用水産加工品	1,723	1,728	1,716	1,705	1,682	1,630	1,569
生鮮冷凍水産物	1,251	1,257	1,383	1,485	1,416	1,402	1,366

資料：農林水産省「水産加工統計調査」



資料：農林水産省「水産加工統計調査」

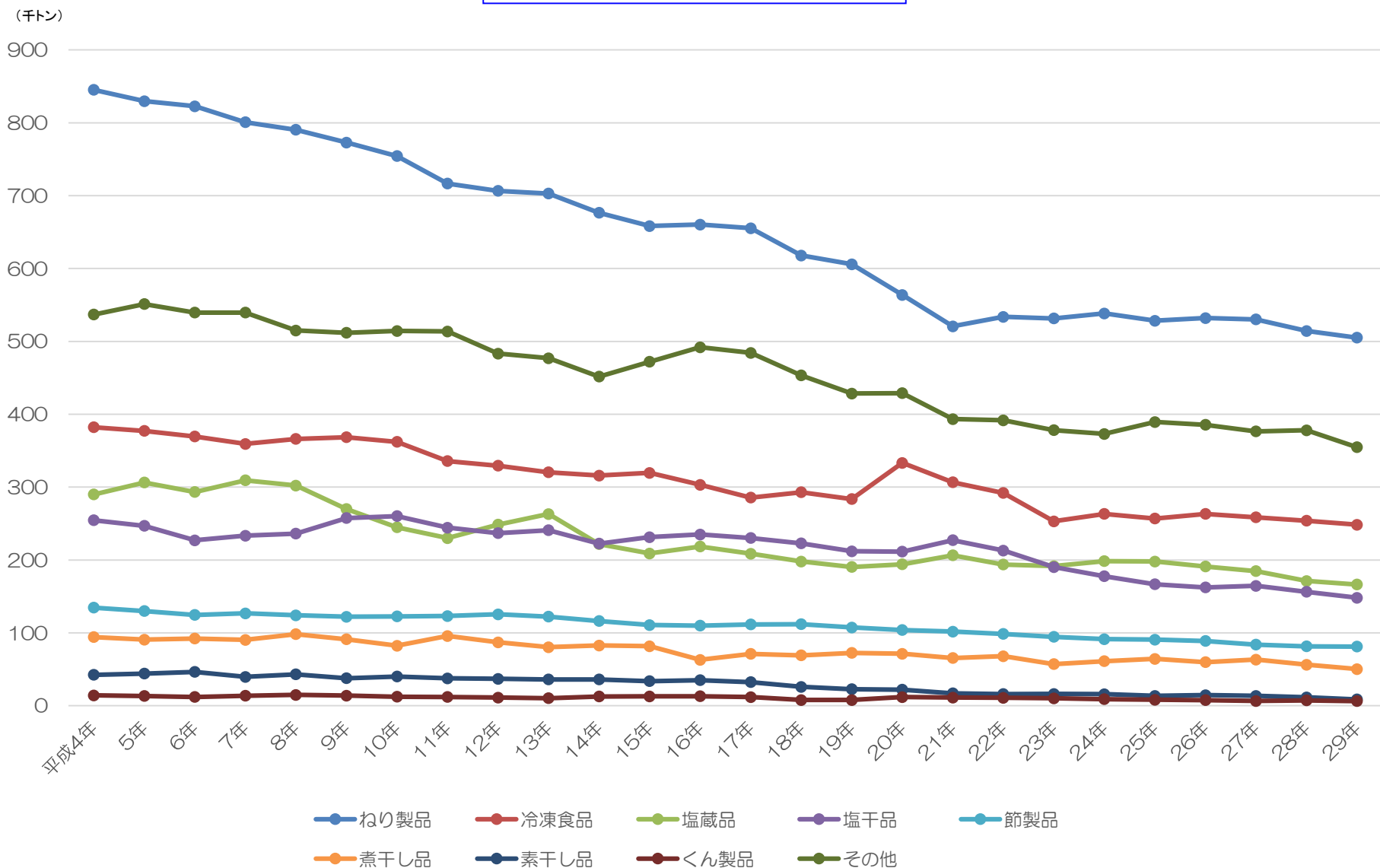
平成29年における水産加工品品目別生産量



資料：農林水産省「水産加工統計調査」



水産加工品品目別生産量の推移



資料：農林水産省「水産加工統計調査」

# V. 営業許可制度に関する現状、問題点、要望等について

## ○ 現行の営業規制は自治体ごとにまちまちで、現状把握ができていない

練り製品及び缶詰を除く水産加工業の営業に関しては、許可業種もしくは届出業種として条例で規定している自治体もあるが、同内容の業種であっても、特段の規制がなされていない自治体もある。

営業規制の状況は、自治体によってまちまちであり、全国の状況は把握できていない。

## ○ 規制の仕組み・内容が複雑

なお、一部の水産加工業者は、都道府県から「そうざい製造業」の許可の取得を求められている場合（本業のかつお節製造に際しては、営業の許可・届出とも不要だが、かつお節製造過程の半製品を利用して例えばつくだ煮を製造しようとする場合には、そうざい製造業の許可を取得しなければならないなど）がある。

## ○ 新たな制度では、事業継続に斟酌した対応をしてほしい

許可もしくは届出業種に対し、施設の基準や仕様例への準拠が求められるのであれば、事業継続に支障を及ぼすことのないようにする必要がある。

例えば、床や天井をはじめ、加工場の構造に改修が必要となるような基準等が規定された場合、零細な経営体が大宗を占める水産加工業では、多くの事業者が事業の継続を断念せざるを得なくなる。

施設基準等は、同時に進められているHACCP制度化に伴い、別途作成が求められる「衛生管理計画」の実行に支障がなければ問題はないのではないか。

## ○ 許可申請もしくは届出手続きを簡略化してほしい

複数の品目を製造する場合にあっても、一つの許可・届け出で営業が可能となるようにしてほしい。

工場内に複数の製造棟がある場合にあっても、一括管理が可能であれば一つの許可もしくは届出で対応できるようにしてほしい。